

屋外広告物許可等手数料の改定について (お知らせ)

旭川市屋外広告物許可等手数料は、令和2年4月1日から次のとおり改定しました。
何とぞ御理解いただきますようお願いいたします。

区分			単位	旧金額	新金額
固定 広告 物	地上広告物, 屋上広告物 又は壁面広 告物	照明無	表示面積5平方 メートルにつき	700円	1,000円
		照明有	表示面積5平方 メートルにつき	1,100円	1,380円
簡易 広告 物	はり紙		50枚につき	270円	300円
	はり札		1枚につき	160円	220円
	立看板		1枚につき	850円	910円
	アドバルーン広告物		1個につき	1,700円	(据置)1,700円
	広告幕及び広告網		1枚につき	600円	650円
	のぼり及び旗		1枚につき	600円	650円
	電柱広告物		1個につき	270円	300円
移動 広告 物	広告車		1台につき	1,800円	1,910円
	車体利用広告		1台につき	1,800円	1,810円
屋外広告業登録手数料			1件につき	10,000円	9,420円
屋外広告物講習会受講手数料				3,000円	3,010円

<お問合せ>

〒070-8525 旭川市6条通10丁目 第三庁舎4階 旭川市建築部建築総務課

電話：0166-25-9708 FAX：0166-25-9788 E-mail：okugai@city.asahikawa.hokkaido.jp